

津南町ひとり親世帯等支援特別給付金

ひとり親世帯・重度心身障害児養育世帯のみなさまへ大切なお知らせ

町では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、感染症対策等で心身及び経済的な負担が増加している**ひとり親世帯**及び**重度心身障害児養育世帯**を支援するため、**特別給付金を支給**します

1. 支給対象者

平成15年4月2日から令和3年9月30日までの間に出生した児童を養育し、令和3年9月30日時点で①又は②のいずれかに該当する世帯

①ひとり親世帯

津南町母子手当等支給条例第2項第1号又は第2号のいずれかに該当する者がいる【例】

- 離婚し、現に婚姻していない
- 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている
- 児童の父又は母がともに死亡している 等

②重度心身障害児養育世帯

対象児童が下記手帳のいずれかの交付を受けている

- 身体障害者手帳1級、2級又は3級
- 精神障害者保健福祉手帳1級
- 療育手帳「A」判定

2. 支給額

一世帯あたり **5万円**

※「ひとり親世帯」「重度心身障害児養育世帯」いずれの要件に該当している場合も、併給はできません。

3.申請方法

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
申請先窓口又はホームページで備え付けの申請書を記入し、必要書類を添えて**窓口**に直接、または**郵送**でご提出ください。

■ 必要書類

必須	<input type="checkbox"/> 津南町ひとり親世帯等支援特別給付金申請書（請求書）
必須	<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類のコピー ・運転免許証、健康保険証等
必須	<input type="checkbox"/> 受取口座を確認できる通帳またはキャッシュカードのコピー
該当のみ	「ひとり親世帯」で申請される場合で津南町母子手当等の支給資格の認定を受けていない方 <input type="checkbox"/> 申請者と児童の戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 障害年金に係る年金証書等の写し 等
該当のみ	「重度心身障害児養育世帯」で申請される場合 <input type="checkbox"/> 児童が交付を受けている手帳の写し

上記以外にも支給要件によって他の添付書類が必要となる場合があります。

申請書は

津南町ひとり親世帯等支援特別給付金



でも入手できます

4.申請締め切り

令和3年12月28日（火）必着

5.申請先・お問い合わせ先

津南町役場福祉保健課福祉班

〒949-8292

津南町大字下船渡戊585番地

TEL 025-765-3114